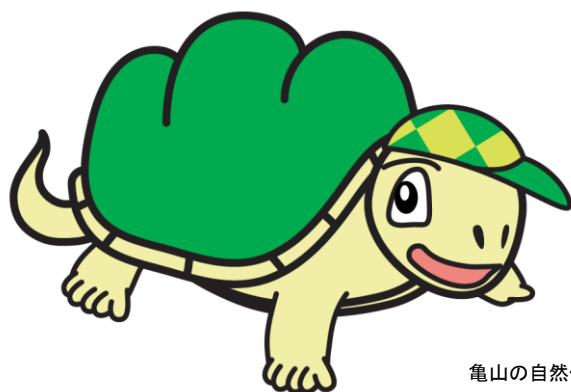


亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画 (第2期)



亀山の自然保護
イメージキャラクター
「シーゼン」

平成26年3月
(平成30年4月改訂)

亀山市

目 次

第1章	基本的事項	
1-1	前計画（平成19年度～平成24年度）の検証	1
1-2	新たな実行計画策定における課題の整理	3
1-3	本計画の位置付け	4
第2章	計画（PLAN）	
2-1	実行期間	5
2-2	対象範囲	5
2-3	対象項目	5
2-4	対象項目の目的・目標	6
第3章	実施（DO）	
3-1	取り組み内容	9
3-2	推進体制	13
3-3	文書類	13
第4章	点検（CHECK）	
4-1	温室効果ガス排出量及び用紙・水使用量の算出・点検	14
4-2	取り組みの評価	14
第5章	見直し（ACTION）	
5-1	報告・指示	15
5-2	公表	15
参考資料		16

第1章 基本的事項

1-1 前計画（平成19年度～平成24年度）の検証

市においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画として、平成21年4月に「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、一事業者、一消費者としての立場から、率先して温室効果ガスの削減に取り組んできました。

この実行計画は、平成19年度から平成24年度までの6年間を実行期間とし、温室効果ガス（CO₂）の総排出量における目的・目標を定めたものであり、その実績は下記のとおりでした。

目的	計画	平成18年度を基準として、平成24年度までに6.0%削減
	実績	平成18年度を基準として、平成24年度までに5.2%削減
目標	計画	平成18年度を基準として、毎年度1%削減
	実績	平成21年度のみ達成

このように、目的については未達成となり、目標についても、平成21年度のみ達成であり、その他の年度においては未達成となりました。

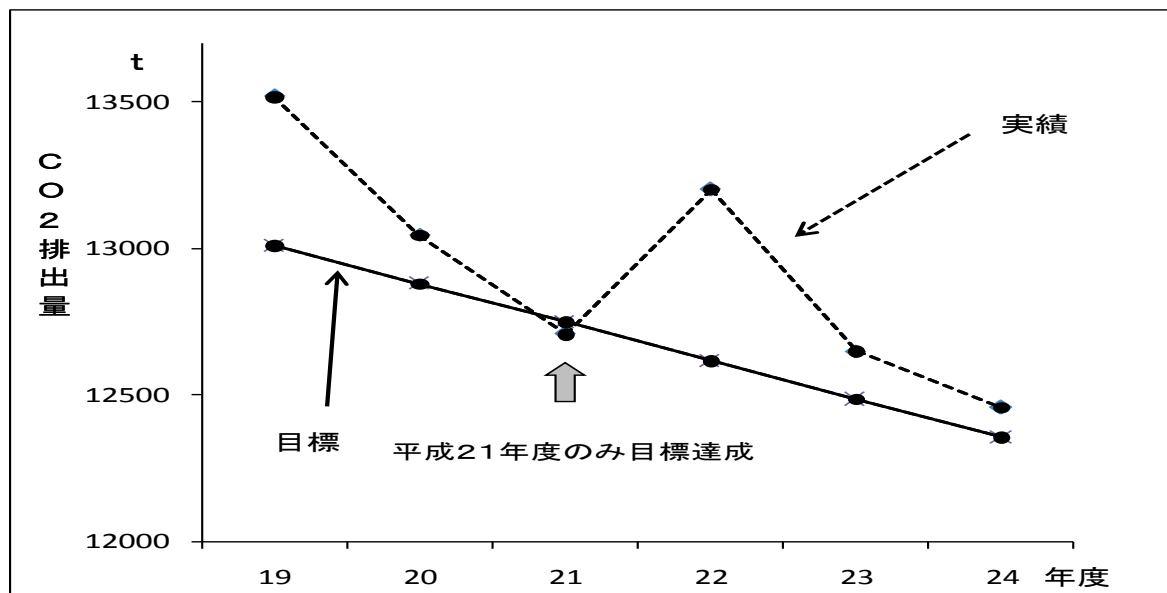
未達成の主な理由としましては、平成19年度から平成24年度までの間には、新斎場の開設、小中学校・幼稚園の改築など、温室効果ガスの増加要因となる施設・設備が増加したことによるものであります。また、小中学校への空調機整備も要因のひとつであると考えられます。

このような中、平成24年度において、目的である「対平成18年度比6.0%削減」は達成できなかったものの、5.2%削減となったことは、職員が一丸となって節電を中心とした温室効果ガス削減へ取り組んだことによる成果であります。

一方、総合環境センターにおいては、職員の創意工夫により、溶融施設における効率的な廃棄物処理を行うことで、購入電気量を削減しており、大きな節電効果につながりました。

第1章 基本的事項

●温室効果ガス（CO₂）排出量の目標及び実績（平成19年度～平成24年度）



●新たに整備した公共施設

年度	整備した公共施設
平成20年度	斎場（新設）
平成21年度	関宿足湯交流施設「小萬の湯」（新設）
平成22年度	亀山中学校（第1棟建替・空調機整備、クラブハウス棟新設・空調機整備） 関中学校（北・南棟建替・空調機整備、クラブハウス棟新設・空調機整備） 亀山東幼稚園（園舎建替・空調機整備、床暖房整備、太陽光発電設置）
平成24年度	井田川小学校（校舎 増築）

●廃止した主な公共施設

年度	廃止した公共施設
平成20年度	旧亀山斎場・旧関斎場

●小中学校における空調機整備（特別支援教室・サマースクール対応教室）

年度	学校名・空調機台数
平成22年度	亀山東小学校・川崎小学校・井田川小学校・神辺小学校 計34台
平成23年度	中部中学校 計8台
平成24年度	亀山西小学校・亀山南小学校・昼生小学校・野登小学校 白川小学校・関小学校・加太小学校 計19台

第1章 基本的事項

1-2 新たな実行計画策定における課題の整理

新たな実行計画を実効性あるものとするためには、前計画の検証により課題を抽出し、方策を考える必要があります、下記のとおり整理しました。

【課題】前計画においては、目的・目標の設定根拠が明確ではなく、かつ、実績として大半が未達成となった。



【方策】新たな実行計画においては、目的・目標の設定根拠を明確にする。

平成26年3月に「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」（以下「区域施策編」）が策定され、温室効果ガスの削減目標値として、「産業部門 年1%削減」、「民生業務 0.14%削減」と定められました。この「区域施策編」における温室効果ガス（CO₂）削減見込み量は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」）に規定される第1種及び第2種エネルギー管理指定工場の削減見込み量を対象として積算されています。

市の施設における「産業部門」としては、総合環境センター、衛生公苑、関衛生センター、水道水源施設、下水道処理施設などが考えられますが、「省エネ法」に規定される第2種エネルギー管理指定工場に指定されているのは、総合環境センターのみであり、また、この施設は「三重県地球温暖化対策推進条例」（以下「県条例」）で、地球温暖化対策計画の作成及び実施状況の報告義務がある施設でもあります。

これらのことから、新たな実行計画では、市の施設を「総合環境センター」とそれ以外の施設「その他施設」に区分したうえで、「区域施策編」の「産業部門 年1%削減」を「総合環境センター」に、「民生業務 0.14%削減」を「その他施設」に採用し、「区域施策編」と整合を図ることとします。

亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】
における温室効果ガスの削減目標値

産業部門 年1%削減



総合環境センター

民生業務 年0.14%削減



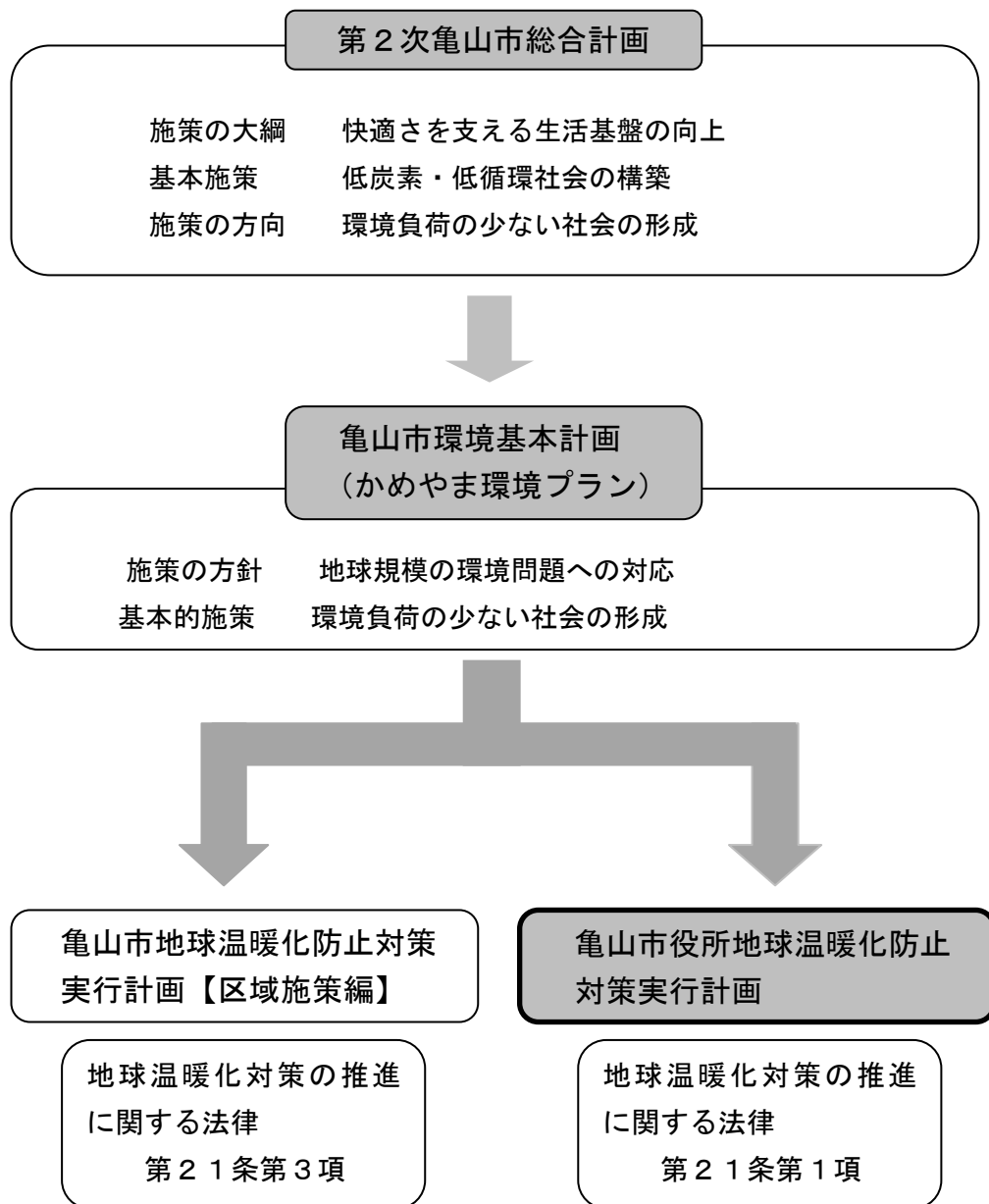
その他施設

第1章 基本的事項

1-3 本計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、市区域全体における実行計画の策定（第21条第3項）と、市役所における実行計画の策定（第21条第1項）が規定されており、本計画は後者によるものです。

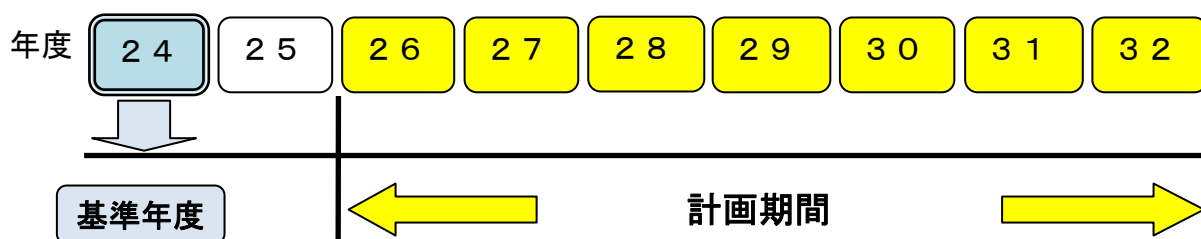
また、市の上位計画である「第2次亀山市総合計画」及び「亀山市環境基本計画」における位置付けは下記のとおりです。



第2章 計画（PLAN）

2-1 実行期間

本計画は、平成26年度から平成32年度までの7年間を実行期間とし、基準年度は、策定時の基準年度である平成24年度とします。



2-2 対象範囲

実行計画の対象とする範囲は、「亀山市自らの事務事業に伴う活動」とします。

公共工事や施設の管理などを民間事業者等に委託した事務事業については、温室効果ガス（CO₂）の排出量抑制などの措置が可能なものについては、受託者等に対し必要な措置を講じるよう要請するものとします。

対象施設は、市が直接管理する施設とし、指定管理施設は含んでいませんが、指定管理者に対して、環境配慮の要請を行うとともに、エネルギーの使用状況等の報告を求めています。

2-3 対象項目

本計画では、温室効果ガスのうち、電気、LPG、灯油、A重油、ガソリン、軽油、コークスの使用から生じる温室効果ガス（CO₂）の排出量を対象項目とします。

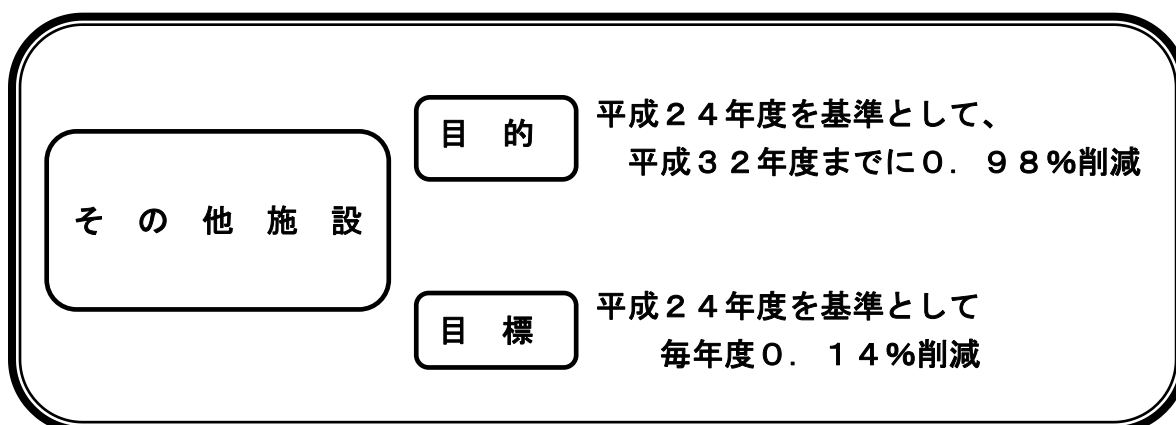
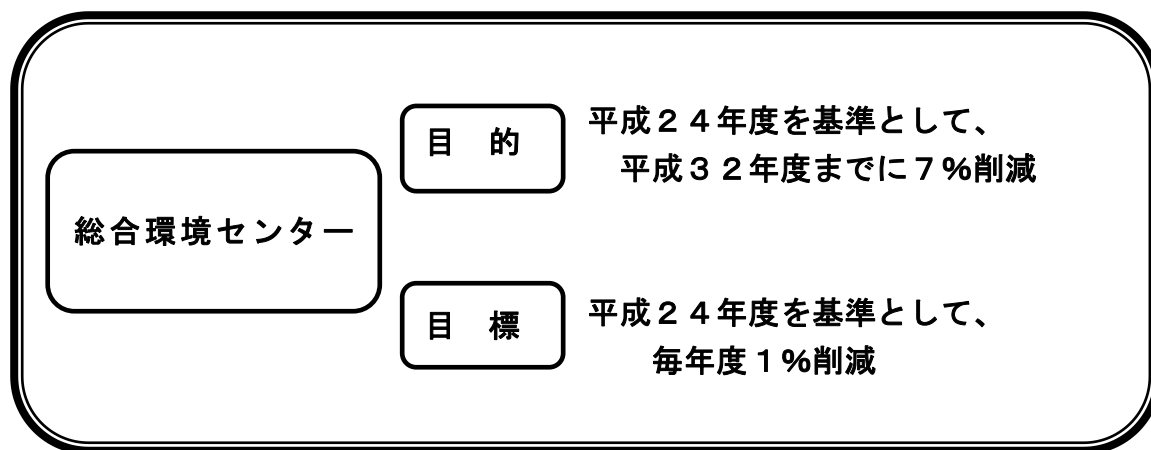
なお、コークスについては、前計画で対象としておりませんでした。総合環境センターで大量に使用していること、また、「総合環境センター」と「その他施設」に区分して取り組むことから、新たに対象項目として追加します。

第2章 計画（PLAN）

2-4 対象項目の目的・目標

(1) 目的・目標

3ページの「1-2 新たな実行計画策定における課題の整理」において記載しましたように、「総合環境センター」と「その他施設」に区分し、温室効果ガスの総排出量について、「総合環境センター」においては、毎年度1%削減、「その他施設」においては、毎年度0.14%削減とした目的・目標を設定します。



※総合環境センター 年1% × 7箇年 = 7%削減

その他施設 年0.14% × 7箇年 = 0.98%削減

第2章 計画（PLAN）

（2）温室効果ガス（CO₂）排出量

各対象項目の基準年度及び目標年度における温室効果ガス（CO₂）排出量は下記のとおりです。

なお、温室効果ガス排出係数は、策定時に用いた平成25年度の排出係数にて算出しています。

【総合環境センター】

対象項目		基準年度 (平成24年度)	目標年度 (平成32年度)	削減率
電気	使用量 (kwh)	2,816,640	2,619,475	7%
	CO ₂ (t)	1,563	1,454	
LPG	使用量 (kg)	0	—	
	CO ₂ (t)	0	—	
灯油	使用量 (ℓ)	242,400	225,432	
	CO ₂ (t)	603	561	
A重油	使用量 (ℓ)	0	—	
	CO ₂ (t)	0	—	
ガソリン	使用量 (ℓ)	1,458	1,356	
	CO ₂ (t)	3	3	
軽油	使用量 (ℓ)	37,254	34,646	
	CO ₂ (t)	96	89	
コークス	使用量 (kg)	1,220,251	1,134,833	
	CO ₂ (t)	3,868	3,597	
合計	CO ₂ (t)	6,133	5,704	

※総合環境センターでは、対象項目のうちLPGと重油は使用していません。

第2章 計画（PLAN）

【その他施設】

対象項目		基準年度 (平成24年度)	目標年度 (平成32年度)	削減率
電気	使用量 (kwh)	14,470,820	14,329,006	0.98%
	CO ₂ (t)	8,031	7,952	
LPG	使用量 (kg)	118,313	117,154	
	CO ₂ (t)	355	352	
灯油	使用量 (ℓ)	440,807	436,487	
	CO ₂ (t)	1,098	1,087	
A重油	使用量 (ℓ)	174,850	173,136	
	CO ₂ (t)	474	469	
ガソリン	使用量 (ℓ)	79,709	78,928	
	CO ₂ (t)	185	183	
軽油	使用量 (ℓ)	19,038	18,851	
	CO ₂ (t)	49	49	
コークス	使用量 (kg)	0	—	
	CO ₂ (t)	0	—	
合計	CO ₂ (t)	10,192	10,092	

※その他施設では、対象項目のうちコークスは使用していません。

※施設・設備の新增設

施設・設備の新增設に伴い、温室効果ガス（CO₂）の排出量は増加することが予測されますが、それらについても除外することなく集計の対象とします。

第3章 実施（DO）

3-1 取り組み内容

本計画の実行に当たっては、「総合環境センター」が「省エネ法」に規定される第2種エネルギー管理指定工場に指定されていることから、次の二つのフレームにより、取り組むこととします。

【取り組み内容のフレーム】

1. 「総合環境センター」・「その他施設」における共通の取り組み (1) オフィス活動 (2) 施設・設備
2. 「総合環境センター」における独自の取り組み 「県条例」に規定する「地球温暖化対策計画書」による取り組み

なお、職員の省エネ活動には限界があると考えられることから、抜本的な対策として、温室効果ガスの排出要因でもある公共施設について、将来における適正配置に向けて、全庁的な取り組みを推進していく必要があります。

1. 「総合環境センター」・「その他施設」における共通の取り組み

(1) オフィス活動

①個人の取り組み

●公用車

- ・袋に入れた運転日誌を携帯し、一日の最初に運転する者は、仕業点検を行う。
- ・仕業点検結果及び走行距離・残燃料等、運転日誌の所定の項目を記入する。
- ・目的地の方向が同じ場合は、可能な限り乗り合わせをする。
- ・近距離の移動は公用自転車の利用や徒歩で行う。
- ・支障のない範囲で可能な限り公共交通機関を利用する
- ・不要物を載せたままにしない
- ・タイヤの空気圧を測る。(1カ月に1度程度、給油時に実施)
- ・エコ運転を心がける。(アイドリングストップする、アクセルを一定に踏む)

第3章 実施（DO）

●空調

- ・冷房は室内温度28℃、暖房は室内温度が20℃を目安として設定する。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施し、時節に合わせた適切な服装をする。

●照明

- ・時間外勤務の際には、照明の使用は必要最低限の点灯にする。
- ・昼休み等、市民窓口業務に支障のない範囲で不要な電気は消灯する。
- ・退庁時には、職員間で声掛けをし、また、不要な照明を消灯する。
- ・トイレや会議室等は、未使用時は完全に消灯する。
- ・ブラインドを調整し、事務に支障のない範囲で極力消灯する。
- ・ノー残業デーを実施する

●パソコン

- ・ノートパソコンは節電モードを利用し、昼休み及び離席時は蓋とじを行う。
また、会議などで1時間以上席を離れる場合及び退庁の際には電源を切る。

●プリンター

- ・本庁舎内のグループウェア用プリンターについては、原則17時15分で電源を切る。また、その他のプリンターについても、極力電源を切る。

●給湯器、ガスコンロ

- ・給湯器を利用する際は、日常的に節湯を励行する。
- ・給湯器及びガスコンロの火は、必要以上に大きくしない。

●OA用紙の削減、廃棄物の削減、水の使用量削減にも取り組む。

第3章 実施（DO）

② 組織ベースの取り組み

※（ ）内は推進課・担当グループ

●自動車

- ・ 公用車…安全運転講習会において、エコ運転講習を併せて実施する。
（財務課契約管財グループ）
- ・ 私用車…職員の率先行動として、エコ通勤を実施する。
（総務課人事給与グループ）

●空調

- ・ 職員に対しクールビズ、ウォームビズの通知を行う。
（総務課人事給与グループ）
- ・ 冷房28℃、暖房20℃を目安としてボイラー運転する。（関係課・グループ）

●温泉

- ・ 総合保健福祉センターの温泉の追い炊きについては、夏季（5月～10月）43℃、冬季（11月～4月）45℃を目安としてボイラー運転する。
（地域福祉課福祉総務グループ）
- ・ 関宿足湯交流施設の温泉の追い炊きについては、夏季（5月～10月）40℃、
（冬季11月～4月）43℃を目安としてボイラー運転する。
（地域観光課観光交流グループ）

●自販機

- ・ 省エネモードにする。（関係課・グループ）

●給茶器

- ・ 土日・祝日等、時間外は電源オフとなるようタイマーをセットする。
（関係課・グループ）

●照明

- ・ 本庁舎においては、宿直員が夜間の見廻りにおいて消し忘れ照明をチェックの上、財務課契約管財グループに報告し、財務課契約管財グループは所管部署に注意喚起を行う。（財務課契約管財グループ）
- ・ ノー残業デーを放送で呼び掛ける。（財務課契約管財グループ）

●デマンド監視システム

- ・ デマンド監視システムにより、使用電力量及び契約電力の低減を図る。
（関係課・グループ）

●緑のカーテン

- ・ 省エネルギーの一環として、緑のカーテンを設置する。
（財務課契約管財グループ、環境課環境創造グループ・廃棄物対策グループ）

第3章 実施（DO）

（2） 施設・設備

①施設の適正な維持管理

- 施設・設備・機器のメンテナンス
 - ・定期的に保守点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 情報共有
 - ・事務局から施設・設備を所管する部署の「施設・設備管理員」へ市内各施設における管理運営状況等の情報を提供し、法令順守の継続や施設・設備の管理運営の向上を図る。

②新築、増改築・設備更新時における対応

- 環境に配慮した設計・施行
 - ・増改築、設備更新の際は、省エネルギー、省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の発生抑制など、環境に配慮した設計・施工に努める。
- 省エネルギー・新エネルギーの推進
 - ・照明器具や避難誘導等を設置又は交換する場合は、消費電力の少ない LED 照明を可能な限り導入する。
 - ・共用部分（トイレ、洗面所、階段等）においては、人感センサーを可能な限り導入する。
 - ・二酸化炭素の排出量が少なく環境へ与える負荷が小さい新エネルギー（太陽光発電等）について、可能な限り導入する。
 - ・建物の断熱性の向上を図るため、断熱フィルムの施行や屋上への断熱塗装を可能な限り導入する。

③将来における公共施設の適正配置

- 平成29年3月に策定した「亀山市公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿って、施設の適正配置について検討する。

2. 「総合環境センター」における独自の取り組み

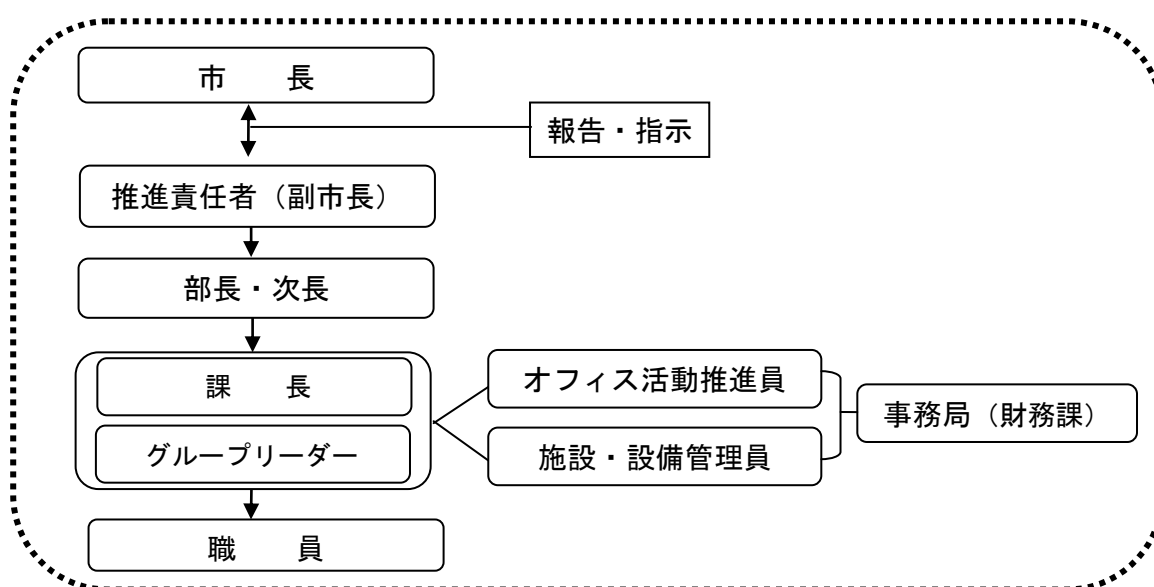
- 「県条例」に規定する「地球温暖化対策計画書」により取り組むものとする。

第3章 実施（DO）

3-2 推進体制

本計画の推進責任者は、「省エネ法」におけるエネルギー管理統括者である副市長とし、部長、次長、課長は、本計画の目的・目標の達成に向けて、所管部署の進捗管理及び推進を図ります。

推進責任者（副市長）は、オフィス活動推進員及び施設・設備管理員を選任し、両員は事務局である財務課と連携して事務作業を進めます。



※オフィス活動推進員

毎月の燃料等の使用量を調査し、増減要因を把握する。

※施設・設備管理員

他部署の施設・設備の相互監査を実施し、管理運営の向上を図る。

3-3 文書類

本計画の実行に当たっては、下記の文書類を用います。

1. 各部署において管理運用する文書

・ 運用手順書 ・ 監視測定手順書 ・ 法的要求事項調査表 ・ その他関係文書

2. 事務局において総括管理する文書

・ 施設・設備一覧表 ・ 各施設規模規制値一覧表

・ その他、全庁的に活用する手順書

（物品購入（グリーン購入）《古紙の使用・表示》運用手順書等）

第4章 点検（CHECK）

4-1 温室効果ガス排出量及び用紙・水使用量の算出・点検

（1）オフィス活動推進員

毎月、燃料等の使用量を調査し、庁内共有ファイルに記録し、基準年度（平成24年度）と比較し、増減要因を把握します。

（2）事務局

庁内共有ファイルに記録された燃料等の使用量を集計し、温室効果ガス（CO₂）排出量を算出します。

これらの数値と基準年度（平成24年度）との比較表を作成し、半年ごとに庁内掲示板に掲示し、情報の共有化を図ります。

また、増減要因を各課・グループに照会し、増加傾向が見られる場合は、是正予防措置を講ずるよう要請します。

4-2 取り組みの評価

（1）オフィス活動の取り組みの評価

①個人の取り組み

職員は、年4回、オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表（個人の取り組み）を用いて自己評価するものとします。

②組織ベースの取り組み

事務局は、年1回、オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表（組織ベースの取り組み）を用いて関係課・グループに進捗状況を確認します。

（2）施設・設備の取り組みの管理および情報共有

①施設・設備を所管する部署による管理

運用手順書により運用し、監視手順書等により管理します。

②施設・設備の管理運営などの状況を情報共有

法令順守の状況や施設・設備の管理運営などの状況を情報共有します。

（3）総合環境センターにおける独自の取り組みの評価

「県条例」に規定する「実施状況報告書」により評価します。

第5章 見直し（ACTION）

5-1 報告・指示

事務局は、第4章 点検（CHECK）に掲げる項目について取りまとめ、年1回、市長及び推進責任者（副市長）へ報告します。

推進責任者（副市長）は、市長へ改善提案を行い、市長は、見直しにおける決定及び処置の実施を推進責任者（副市長）に指示します。

5-2 公表

本計画の内容、取り組み及びその実施結果は、年1回、ホームページ等を通じて広く公表します。

参考資料

- ①平成18年度～24年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量実績・・・17

- ②総合環境センター
 - 平成26年度～32年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量目標・・・18

- ③その他施設
 - 平成26年度～32年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量目標・・・19

- ④オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表（個人の取り組み）・・・20

- ⑤オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表
（組織ベースの取り組み）・・・22

参考資料①

平成18年度～24年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量実績								
燃料	年度	18年度 (基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
電 気	使用量 (kwh)	18,340,541	19,059,459	18,464,865	18,120,721	18,393,710	17,647,769	17,287,460
	CO ₂ (t)	10,179	10,578	10,248	10,057	10,209	9,794	9,594
L P G	使用量 (kg)	70,333	69,333	71,000	119,667	105,157	106,780	118,313
	CO ₂ (t)	211	208	213	359	315	320	355
灯 油	使用量 (ℓ)	720,080	714,859	661,044	584,337	724,282	669,879	683,207
	CO ₂ (t)	1,793	1,780	1,646	1,455	1,804	1,668	1,701
A 重 油	使用量 (ℓ)	225,830	218,081	216,605	186,716	194,700	194,550	174,850
	CO ₂ (t)	612	591	587	506	528	527	474
ガ ソ リ ン	使用量 (ℓ)	79,741	82,328	79,741	75,862	80,339	81,380	81,167
	CO ₂ (t)	185	191	185	176	186	188	188
軽 油	使用量 (ℓ)	63,178	66,279	64,729	60,078	62,086	59,435	56,292
	CO ₂ (t)	163	171	167	155	160	153	145
合 計	CO ₂ (t)	13,143	13,519	13,046	12,708	13,202	12,650	12,457

削 減 率	目標		△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0	△ 4.0	△ 5.0	△ 6.0
	実績		2.9	△ 0.7	△ 3.3	0.4	△ 3.8	△ 5.2
	達成・未達成		未達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成

参考資料②

総合環境センター 平成26年度～32年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量目標									
燃料	項目	24年度 (基準年度)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 (目標年度)
電 気	使用量(kwh)	2,816,640	2,788,473	2,760,307	2,732,140	2,703,974	2,675,808	2,647,642	2,619,475
	CO ₂ (t)	1,563	1,547	1,531	1,516	1,500	1,484	1,469	1,454
L P G	使用量(kg)	0	-	-	-	-	-	-	-
	CO ₂ (t)	0	-	-	-	-	-	-	-
灯 油	使用量(kwh)	242,400	239,976	237,552	235,128	232,704	230,280	227,856	225,432
	CO ₂ (t)	603	597	591	585	579	573	567	561
A 重 油	使用量(kg)	0	-	-	-	-	-	-	-
	CO ₂ (t)	0	-	-	-	-	-	-	-
ガ ソ リ ン	使用量(kwh)	1,458	1,443	1,428	1,414	1,399	1,385	1,371	1,356
	CO ₂ (t)	3	3	3	3	3	3	3	3
軽 油	使用量(kg)	37,254	36,881	36,508	36,136	35,763	35,391	35,019	34,646
	CO ₂ (t)	96	95	94	93	92	91	90	89
コ ー ク ス	使用量(kg)	1,220,251	1,208,048	1,195,845	1,183,643	1,171,440	1,159,238	1,147,036	1,134,833
	CO ₂ (t)	3,868	3,829	3,791	3,752	3,713	3,675	3,636	3,597
合 計	CO ₂ (t)	6,133	6,071	6,010	5,949	5,887	5,826	5,765	5,704

参考資料③

その他施設 平成26年度～32年度 燃料使用量及び温室効果ガス排出量目標									
燃料	項目	24年度 (基準年度)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 (目標年度)
電 気	使用量(kwh)	14,470,820	14,450,560	14,430,301	14,410,042	14,389,783	14,369,524	14,349,265	14,329,006
	CO ₂ (t)	8,031	8,020	8,008	7,998	7,986	7,974	7,964	7,952
L P G	使用量(kg)	118,313	118,147	117,981	117,816	117,650	117,484	117,319	117,154
	CO ₂ (t)	355	354	354	353	353	352	352	352
灯 油	使用量(kg)	440,807	440,189	439,572	438,955	438,338	437,721	437,104	436,487
	CO ₂ (t)	1,098	1,096	1,095	1,093	1,091	1,090	1,089	1,087
A 重 油	使用量(kg)	174,850	174,605	174,360	174,115	173,870	173,626	173,381	173,136
	CO ₂ (t)	474	473	473	472	471	471	470	469
ガ ソ リ ン	使用量(kg)	79,709	79,597	79,485	79,374	79,262	79,151	79,039	78,928
	CO ₂ (t)	185	185	184	184	184	184	183	183
軽 油	使用量(kg)	19,038	19,038	19,011	18,984	18,958	18,931	18,878	18,851
	CO ₂ (t)	49	49	49	49	49	49	49	49
コ ー ク ス	使用量(kg)	0	-	-	-	-	-	-	-
	CO ₂ (t)	0	-	-	-	-	-	-	-
合 計	CO ₂ (t)	10,192	10,177	10,163	10,149	10,134	10,120	10,106	10,092

参考資料④

オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表

(個人の取り組み)

未入力があります！(入力が完了するとこのメッセージが消えます。)

○・・・できた ×・・・できなかった -・・・該当なし ↓

環境側面	目的	目標	対象	実施計画	取り組み評価
				取り組み内容	
燃料の使用 【対象】 電気 LPG 灯油 A重油 ガソリン 軽油 コークス	温室効果ガス(CO2)の排出量削減 【総合環境センター】 平成24年度を基準として平成32年度までに7%削減 【その他施設】 平成24年度を基準として平成32年度までに0.98%削減	温室効果ガス(CO2)の排出量削減 【総合環境センター】 平成24年度を基準として毎年度1%削減 【その他施設】 平成24年度を基準として毎年度0.14%削減	公用車	袋に入れた運転日誌を携帯し、一日の最初に運転する者は、仕業点検を行う。	
				仕業点検結果及び走行距離・残燃料等、運転日誌の所定の項目を記入する。	
				目的地の方向が同じ場合は、可能な限り、乗り合わせをする。	
				近距離の移動は、公用自転車の利用や徒歩で行う。	
				支障のない範囲で、可能な限り公共交通機関を利用する。	
				不要物を載せたままにしない。	
				タイヤの空気圧を測る。(1カ月に1回程度、給油時に実施)	
				エコ運転を行う。(アクセルを一定に踏む。アイドリングストップする。)	
			空調	冷房28℃、暖房20℃を目安として設定する。	
				クールビズ、ウォームビズを実施し、時節に合わせた適切な服装をする。	
			照明	時間外勤務においては、照明は必要最低限の点灯にする。	
				昼休み等は、市民窓口業務に支障のない範囲で、不要な照明を消灯する。	
				退庁時には、職員間で声掛けをし、不要な照明を消灯する。	
				トイレや会議室等は、未使用時は完全に消灯する。	
				ブラインドを調整し、事務に支障のない範囲で極力消灯する。	
			プリンター	ノートパソコンは節電モードを利用し、昼休み及び離席時は蓋とじを行う。また、会議等で1時間以上席を離れる場合及び退庁の際には電源を切る。	
				本庁舎内のグループウェア用プリンターについては、原則17時15分で電源を切る。また、その他のプリンターについても、極力電源を切る。	

環境側面	目的	目標	対象	実施計画	
				取り組み内容	取り組み評価
			給湯器 ガスコンロ	給湯器を使用する際は、日常的に節湯を励行する。	
				給湯器及びガスコンロの火は、必要以上に大きくしない。	
用紙の使用	用紙の使用量削減	用紙の使用量削減	コピー	両面コピー、両面印刷を徹底する。	
			プリンター	リユース紙を使用する。	
			パソコン	通知文書等は、支障のない範囲で、メール、掲示板を利用する。そのため各職員は、1日1回以上メール及び掲示板を確認する。	
			プロジェクター	会議の際は、プロジェクターを併用することで、できる限り配付資料を簡略化する。	
			デジタルデータ	1000万円以上の工事・委託の仕様書・設計図書等はデジタルデータ化する。	
水の使用	水の使用量削減	水の使用量削減	水道使用	手洗い等では日常的に節水を励行する。	
消耗品、備品の購入	環境に配慮した製品等の利用促進		文具類 紙類 衛生用品 石油製品 OA機器	グリーン購入方針に基づき、環境に配慮した製品の購入に努める。	
			紙、封筒	外部へ配布する用紙及び封筒には可能な限り、古紙パルプ配合率、白色度、リサイクル適正を表示する。	
廃棄物の発生	廃棄物の減量・リサイクルの促進		廃棄物	リサイクルボックスの活用を図り、廃棄物の分別・資源化を行う。	
				個人のゴミ箱を置かない。	
				ペットボトルのふたは専用回収箱に入れる。(本庁舎)	
				紙コップを利用しないよう心がける。	
				マイ箸の利用を心がける。	
不要発送物を受け取った場合は、発送先に対して、以降の発送を中止するように伝達する。					

参考資料⑤

オフィス活動の目的・目標及び実施計画・評価表

(組織ベースの取り組み)

未入力があります!(入力が完了するとこのメッセージが消えます。)

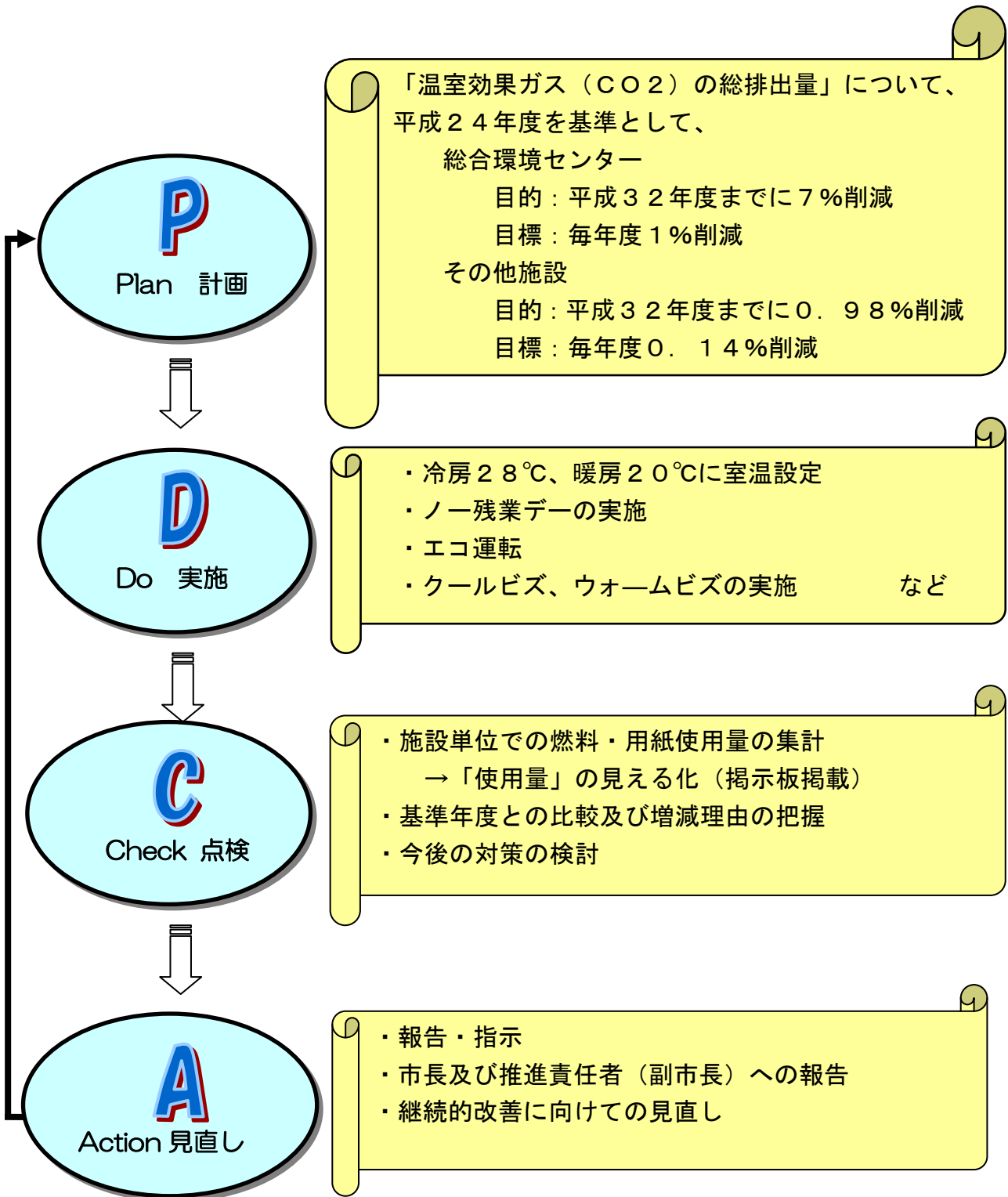
○・・・できた ×・・・できなかった -・・・該当なし ↓

環境側面	目的	目標	対象	実施計画		取り組み評価
				取り組み内容	推進部署 (担当グループ)	
燃料の使用 【対象】 電気 LPG 灯油 A重油 ガソリン 軽油 コークス	温室効果ガス(CO2)の排出量削減 【総合環境センター】 平成24年度を基準として平成32年度までに7%削減 【その他施設】 平成24年度を基準として平成32年度までに0.98%削減	温室効果ガス(CO2)の排出量削減 【総合環境センター】 平成24年度を基準として毎年度1%削減 【その他施設】 平成24年度を基準として毎年度0.14%削減	公用車	安全運転講習会の際、エコ運転講習を併せて実施する。	財務課 (契約管財グループ)	
			私用車	職員の率先行動として、エコ通勤を実施する。	総務課 (人事給与グループ)	
			空調	職員に対しクールビズ、ウォームビズの通知を行う。	総務課 (人事給与グループ)	
			温泉	総合保健福祉センター、関宿足湯交流施設の温泉の追い炊きについては、夏季(5月~10月)43℃、冬季(11月~4月)43℃を目安としてボイラー運転する。	地域福祉課 (福祉総務グループ)	
					地域観光課 (観光交流グループ)	
			自販機	省エネモードにする。	関係課・グループ	
			給茶器	土日・祝日等、時間外は電源OFFとなるようタイマーをセットする。	関係課・グループ	
			照明	宿直員が消し忘れ照明を監視する。	財務課 (契約管財グループ)	
					財務課 (契約管財グループ)	
					財務課 (契約管財グループ)	
財務課 (契約管財グループ)						
共用部分(トイレ、洗面所、階段等)に人感センサーの導入を検討する。	財務課 (契約管財グループ)					
デマンド監視システム	デマンド監視システムにより、使用電力量及び契約電力の低減を図る。	関係課・グループ				
水の使用	水の使用量削減	水の使用量削減	飲用 手洗い	節水の張り紙をする。	関係課・グループ	

環境側面	目的	目標	対象	実施計画		取り組み評価
				取り組み内容	推進部署 (担当グループ)	
用紙の使用	用紙の使用量削減	用紙の使用量削減	パソコン コピー機 プリンター 印刷機	プリンター管理による用紙削減を検討し、実施する。	財務課 (契約管財グループ) 総務課 (情報統計グループ)	
				デジタルデータ化された仕様書・設計図書を指名競争入札業者に配付する。一般競争入札の場合は、ホームページに公開する。	財務課 (契約管財グループ)	
消耗品、備品の購入	環境配慮型製品等の利用促進		文具 紙類 衛生用品	グリーン購入方針に沿った単価契約物品を決定する。	財務課 (契約管財グループ)	
			紙封筒	古紙パルプ配合率、白色度、リサイクル適正の表示について、仕様書等で確認する。	財務課 (契約管財グループ)	
				広報折り込み時に、古紙パルプ配合率、白色度等の表示があるか確認する。	まちづくり協働課 (地域まちづくりグループ)	
廃棄物の発生	廃棄物の減量・リサイクルの促進		廃棄物	ゴミステーション化し、ゴミカレンダーに従って分別ボックスを設置する。	財務課 (契約管財グループ)	
			機密文書 冊子 新聞 ダンボール	リサイクル業者と委託契約をする。	財務課 (契約管財グループ) 総務課 (法務グループ)	
			消耗品 備品	不用品の再利用システムを構築する。	財務課 (契約管財グループ)	
			パソコン	資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)に基づきリサイクルに取り組む。	総務課 (情報統計グループ)	
			家電	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に従う。	財務課 (契約管財グループ)	
			公用車	自動車リサイクル法に従う。	財務課 (契約管財グループ)	
			プリンターのトナー カートリッジ	リサイクル又はリユース回収を行う。	財務課 (契約管財グループ) 総務課 (情報統計グループ)	
			廃食用油	廃食用油を軽油代替燃料として再生するため、バイオディーゼル燃料製造業者へ売却する。	環境課 (廃棄物対策グループ)	

亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画

PDCAサイクル



平成26年3月31日策定
平成30年4月1日改訂

作成 財務部 契約管財室
改訂 総合政策部財務課契約管財グループ